

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 地方税等収納事務委託	税 務 課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正（2件）	福 祉 保 健 課
・ 保安林の指定の予定	林 政 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	会 計 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・ 一般競争入札の実施	税 務 課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 測量の終了（2件）	建 設 企 画 課
・ 契約者等	営 繕 課
・ 一般競争入札の実施	会 計 課

告 示

長崎県告示第752号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する特定役務の種類
地方税等収納事務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格

平成29年4月1日から競争入札参加資格審査申請書の提出期限までにおいて、本県又は他の地方公共団体との間で、当該業務と類似する業務に関する業務委託契約を締結し、履行した実績が1件以上あること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和4年12月21日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- コ 印鑑届（様式第3号）
- サ 口座振替申込書（様式第4号）
- シ 3の資格を証する書類（契約書の写し及び履行証明書等）

※ウについては、権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。

※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部税務課

（電話）095-895-2212

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第753号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～44 略						1～44 略					
45	長崎県医療機関電気料高騰緊急支援事業補助金	原油価格・物価高騰の影響を受けた医療機関等の負担軽減を図ることに、安定的な医療の提供の確保を図る。	医療機関等が負担する電気代に要する経費	2分の1以内	医療機関等の開設者（普通地方公共団体、一般地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）						
福祉保健課、長寿社会課関係 略 長寿社会課、障害福祉課関係						福祉保健課、長寿社会課関係 略					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者						
1	長崎県介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金	原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス施設等及び障害福祉サービス施設等の負担軽減を図ることに、安定的なサービス提供の継	介護サービス施設等及び障害福祉サービス施設等が負担する電気代又はサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に要する経費	2分の1以内	知事が別に定める社会福祉法人等						

		続を促進する。		
--	--	---------	--	--

長崎県告示第754号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療人材対策室関係						別表（第2条関係） 医療人材対策室関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～21 略						1～21 略					
22	長崎県 遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関及び本土において遠隔専門診療を行う医療機関	22	長崎県 遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関	
障害福祉課関係						障害福祉課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～54 略						1～54 略					
55	長崎県 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修費補助金	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修に伴うシステム改修に要する経費	10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。	市町							

長崎市役所

長崎県告示第757号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する特定役務の種類

調達する業務名は、次のとおりとする。

財務会計システム運用・維持管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高及び構成
 - イ 従業員の構成及び技術者の状況
 - ウ 開発実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和4年12月26日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ 個人にあつては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）

※アからエまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3か月以内に発行されたものに限る。

※「情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格

審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）」に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、当該資格審査結果通知書の写しの提出をもって、申請書の目次に記載する書類及びアからオの書類に代えることができるものとする。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局会計課

（電話）095-894-3219

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

(様式第1号)

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

(申込者)所在地

商号又は名称

代表者名

印

令和 年 月 日に告示された下記業務の委託に係る入札の参加資格について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、県のホームページ等に入札結果及び事業者名を掲載することに同意します。

なお、この申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 財務会計システム運用・維持管理業務委託

2 連絡担当者名等

担当者名

所属部署

電話番号

登録番号

--	--	--	--	--

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア、イ及びウ
 - ア 本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書
 - イ 所在地の市町村長が発行する住民票
 - ウ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
又は登記されていないことの証明書
- 3 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税
の未納がないことを証する証明書
- 5 印鑑届（様式第2号）
- 6 口座振替申込書（様式第3号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者（職）氏名

印

2 財務関係明細書

※申請時において確定している直近の決算期の貸借対照表及び損益計算書の写しを添付すること。

3 営業概要書

①

会 社 概 要				
設 立（創 業）年 月 日	年 月 日	営 業 年 数	年 月	
現 組 織 へ の 変 更 年 月 日	年 月 日	決 算 月	月	
登 録 ・ 認 証 ・ 認 定 等				
シ ス テ ム イ ン テ グ レ ー タ 企 業 登 録	登 録 年 月 日	年 月 日		
特 定 シ ス テ ム オ ペ レ ー シ ョ ン 企 業 認 定	認 定 年 月 日	年 月 日		
I S O 9 0 0 0 認 証 取 得	取 得 年 月 日	年 月 日		
情 報 セ キ ュ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 認 定 取 得 （ 又 は 、 情 報 シ ス テ ム 安 全 対 策 実 施 事 業 所 認 定 ）	認 定 年 月 日	年 月 日		
プ ラ イ バ シ ー マ ー ク 認 定	認 定 年 月 日	年 月 日		
自 己 資 本 額				
区 分	直 前 決 算 時	剰 余（欠 損）金 処 分	決 算 後 増 減 額	合 計
資 本 金	千 円		千 円	千 円
準 備 金 ・ 積 立 金	千 円	千 円	千 円	千 円
繰 越（欠 損）金		千 円	千 円	千 円
計	千 円	千 円	千 円	千 円
長 崎 県 内 に 住 所 を 有 す る 本 店、支 店 又 は 営 業 所 等 の 名 称 及 び 所 在 地				
名 称	所 在 地			

②

売上高及び構成				従業員の構成			
営業種目		売上高	構成比	情報システム部門		人	%
情報サービス		千円	%	S E ・プログラマー		人	%
S I		千円	%	経 験 年 数	15年以上	人	%
ソフトウェア開発		千円	%		10年以上15年未満	人	%
受託計算		千円	%		2年以上10年未満	人	%
システム管理運用		千円	%		2年未満	人	%
データ入力		千円	%	その他情報処理技術者		人	%
パッケージ販売		千円	%	営業事務管理部門		人	%
機器販売・賃貸		千円	%	その他の事業部門		人	%
機器保守・工事		千円	%	合 計		人	100%
要員派遣		千円	%	情報処理技術者試験合格者数			
		千円	%	I Tストラテジスト (ST)		人	
		千円	%	システムアーキテクト (SA)		人	
		千円	%	プロジェクトマネージャ (PM)		人	
		千円	%	ネットワークスペシャリスト (NW)		人	
		千円	%	データベーススペシャリスト (DB)		人	
		千円	%	エンベデッドシステムスペシャリスト (ES)		人	
		千円	%	情報セキュリティスペシャリスト (SC)		人	
		千円	%	I Tサービスマネージャ (SM)		人	
		千円	%	システム監査技術者 (AU)		人	
その他		千円	%	応用情報技術者 (AP)		人	
合 計		千円	100%	基本情報技術者 (FE)		人	
経営状況				I Tサポート (IP)		人	
自己資本 構成比率	資本負債 比 率	流動比率	売 上 高 総利益率	その他 ()		人	
%	%	%	%	その他 ()		人	
				その他 ()		人	

※小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること

③

過去2年間の開発実績				
区分	契約相手方	開発期間	開発システムの内容	契約金額
長崎県		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
長崎県以外の官公庁		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
民間企業		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
		～ 年 月 年 月		千円
得意分野のPR				

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、 役 職 名 _____ を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 業務委託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者（職）氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登録番号				
------	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者（職）氏名

公 告

一般競争入札の実施（公告）

地方税等収納事務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

地方税等収納事務委託（単価契約）

(2) 業務の仕様等

地方税等収納事務委託仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県総務部税務課ほか

(5) 入札の方法

ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品名ごとに消費税抜き価格相当額（入札単価）を記載すること。また、3年間の業務実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を記載すること。なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。

イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

地方税等収納事務委託に関する令和4年12月2日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部税務課

（電話）095-895-2212

（提出期限）令和4年12月21日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く。）を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部税務課

（電話）095-895-2212

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和4年12月21日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

長崎県総務部税務課ホームページ上にも掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 開札の日時及び場所

(日時) 令和5年1月12日13時30分

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限) 令和5年1月11日17時00分(必着)

(提出先) 長崎県総務部税務課

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。

郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。

郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約総価格(各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約総価格に、契約総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Consignment of local tax storage
- (2) Fulfillment period:
From April 1st, 2023 to March 31st, 2026
- (3) Fulfillment place:
3-1, Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefecture, etc
- (4) Time-limit for tender:
17:00 January 11th, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
13:30 January 12th, 2023
- (6) Point of Contact:
Tax Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1, Onoue-machi, Nagasaki, 850-8570, Japan
TEL 095-824-1111

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
時津複合店舗
長崎県西彼杵郡時津町元村郷832番地
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
時津町長 吉田 義徳
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、時津町産業振興課

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市、佐世保市、平戸市、大村市、西海市、壱岐市、東彼杵郡川棚町	令和4年11月18日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡波佐見町	令和4年11月2日

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務概要
 - (1) 業 務 名 新佐世保警察署（仮称）建設工事に係る設計業務
 - (2) 業務内容 基本設計及び実施設計
 - (3) 業務場所 長崎県佐世保市花園町

- (4) 履行期間 契約日から令和5年12月18日まで
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部営繕課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3096
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
大建・松林・重野特定建設関連業務委託共同企業体
代表構成員 福岡県福岡市博多区住吉3丁目1番1号 富士フィルム福岡ビル内
株式会社 大建設九州事務所
九州事務所長 田嶋 慎也
構成員 長崎県長崎市賑町5番11号
株式会社 松林建築設計事務所
代表取締役 松林 修
構成員 長崎県長崎市鳴見町65番地5
株式会社 重野設計事務所
代表取締役 馬場 武司
- 5 随意契約に係る契約金額
256,260,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約（公募型プロポーザル）
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の2第1項第2号の規定に該当するため。

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和4年12月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 業務名
財務会計システム運用・維持管理業務委託
- (2) 業務の仕様等
財務会計システム運用・維持管理業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間
令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
5の(6)の部局
- 2 入札参加資格
財務会計システム運用・維持管理業務委託に関する令和4年12月2日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第757号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、競争入札の参加者の資格等に定める審査申請書に必要事項を記入のうえ、5の(6)の部局へ提出すること。
- 4 入札参加条件
- (1) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (2) 業務に従事する技術者を2名常駐できる者であること。
- 5 入札の方法等
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項の規

定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び(2)に基づき作成した入札書を提出しなければならない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - (4) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、令第167条の2第1項第8号の規定により、総合評価点が最も高い者と見積を行う場合がある。
 - (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
 - (6) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
名称 長崎県出納局会計課
住所 〒850-8570長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3219
 - (7) 入札説明会の期日及び場所 令和4年12月9日13時30分
場所 長崎県行政棟1階入札室（長崎県長崎市尾上町3番1号）
 - (8) 技術提案書の提出期限及び場所
期限 令和5年1月13日17時00分まで
場所 (6)の部局に直接持参又は郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）により提出すること（提出期限内必着）。
 - (9) 郵送による場合の入札書の提出期限等
期限 令和5年1月23日17時00分まで
場所 (6)の部局に郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便）により提出すること（提出期限内必着）。
郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。
郵送以外による入札の場合は、(10)の開札の日時及び場所での入札となること。
 - (10) 開札の日時及び場所
期日 令和5年1月24日13時30分開始
場所 長崎県行政棟1階入札室（長崎県長崎市尾上町3番1号）
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に(6)の部局に確認すること。
- 6 契約条項を示す場所
5の(6)の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和4年12月26日までの間（県の休日を除く。）
(場所) 5の(6)の部局等とする。
長崎県出納局会計課ホームページ上にも掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
 - (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 技術評価点は、基礎点30点と加算点70点の合計100点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格評価点は、50点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 別に定める落札者決定基準に記載されていない提案内容は、評価の対象としない。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (6) 落札者が、落札決定の通知をした日から7日（初日及び県の休日を含む。）以内に契約を締結しない場合

又は落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Operation and maintenance of a Financial Accounting System
- (2) Fulfillment period:
From April 1 st,2023, to March 31, 2027
- (3) Fulfillment place:
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00p.m. January 23, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
13:30p.m. January 24, 2023
- (6) Point of contact:
Accounting Division,
Treasury,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-894-3219

落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

- (1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

- (2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 100点

価格評価点 50点

- (3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

①業務内容及び実施方法 25点

②業務の効果 10点

③業務実施主体の適格性 65点

- (4) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。

技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし総合評価点は与えない。

- (5) 技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数の審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし技術提案書は不合格とする。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。

5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	0

※平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

- ③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

- (6) 価格評価点は次の算式により算定する。

価格評価点＝50点×（1－入札価格×1.10／予定価格）

※算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

財務会計システム運用・維持管理業務委託 技術評価点の評価基準表

評価項目	評価基準細目	必須項目	配点				
			基礎点	加算点	細目計	項目計	
一 業務内容及び実施方法	業務内容の妥当性	業務の目的を的確に捉えられているか	必須	5		10	25
		業務対象範囲は、仕様書の対象とあっているか			5		
	実施方法の妥当性・独創性	実施方法に具体性があり、実施可能なものとなっているか	必須	5		15	
		効果的、効率的な方法が選択されているか			5		
		実施方法の内容に創意工夫がみられるか			5		
二 業務の効果	波及効果の有無	問題点や傾向の分析報告等により、システムの機能向上に効果的な提案が期待できるか			5	5	10
	事後評価手法の具体性	客観的な効果測定指標が設定されているか					
		効果の把握手法に妥当性があるか			5	5	
		効果の評価方法に妥当性があるか					
三 業務実施主体の適格性	実施体制の適格性	業務が遂行可能な人材の確保がなされているか	必須	5		20	65
		業務が業務時間外、業務日外に及ぶ場合にも柔軟に対応できる体制の確保がなされているか			5		
		配置予定技術者が業務に従事できない場合に代替要員の確保がなされているか			5		
		緊急時等、県からの要望に応じて技術者を補充したり、必要に応じて配置予定技術者をサポートする体制の確保がなされているか			5		
	知見、専門性等の有無	当該業務に関連する知見、ノウハウを有しているか			10	15	
		関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか			5		
	実績の有無	オープン系システムの開発、運用又は維持管理実績があるか	必須	5		20	
		長崎県庁又は長崎県庁と同規模（職員数4,000人以上）の公共団体等において、システムの開発又は運用又は維持管理実績があるか	必須	5			
		公共団体等において、財務会計システムの開発、運用又は維持管理実績があるか			5		
		COBOLを使用したシステムの運用、開発又は維持管理実績があるか			5		
経理処理能力の適格性	事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか			5	10		
情報資産の保護	個人情報をはじめとする情報資産の保護に対する考え方や体制は十分か	必須	5				
計				30	70	—	100

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二二
四一

印刷所

長崎市榊島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
宏
弥